

令和 6 年 6 月 2 6 日

第 2 学年・第 3 学年保護者各位

昭和第一高等学校

高等学校等就学支援金オンライン申請手続き（令和 6 年 7 月分以降）のお知らせについて

標記の件につきまして、東京都私学就学支援金センターからの案内チラシを配布いたします。高等学校等就学支援金は【国の助成：法律に基づく全国一律の制度】返済不要です。

令和 6 年 7 月分以降を受給するためには、「e-Shien」におけるオンライン申請手続きを行う必要があります。

1 対象となる方

【令和 6 年 6 月分まで受給が決定している方で継続受給を希望する方】

「継続意向登録」と「収入状況届出」の手続きが必要です。

e-Shien にログインし、審査状況を確認のうえ、申請をお願いいたします。

【4 月～6 月分が不認定だった方】「受給資格認定申請」が必要です。

【7 月分より新たに申請する方】「受給資格認定申請」が必要です。

過去に意向登録にて「意向なし。申請しません。」で登録した方は e-Shien の「意向ロック解除」作業が必要になります。学校事務室までご連絡ください。

2 申請開始日

令和 6 年 7 月 1 日（月曜日）から

3 提出期限

令和 6 年 7 月 1 3 日（土曜日）までに登録してください。

※審査中の方は審査完了後に申請手続きを行います。

ご不明な点や e-Shien の操作方法は、「東京都私学就学支援金センター」までお問合せください。

☎ 0 3 - 6 7 4 3 - 5 0 1 1